

○工事請負（測量・建設コンサルタント等を含む）契約の入札における
入札状況調査要領

制 定 平成 22 年 3 月 30 日
最近改正 令和 6 年 11 月 28 日

（目的）

第 1 条 この要領は、契約管財局において発注する工事請負（測量・建設コンサルタント等を含む）契約の入札結果を踏まえて実施する入札状況調査（以下「調査」という。）に関して必要な事項を定め、競争性を確保した公正な入札及び円滑かつ確実な事務事業の遂行に資することを目的とする。

（調査の対象）

第 2 条 調査は、開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときに実施する。ただし、別表の各項に掲げる要件のいずれかに該当すると契約管財局長が認める案件は除く。

- （1）入札参加者がいない場合
- （2）入札参加者が 1 者の場合
- （3）入札状況から判断して契約管財局長が必要と認める場合

（調査方法）

第 3 条 調査は、契約請求局において当該案件の入札参加者あるいは入札参加資格を満たすと想定される事業者（以下「参加可能業者」という。）から事情聴取する方法による。ただし、落札候補者となった者への事情聴取は、落札決定日までに契約管財局において行う。

なお、調査内容等については、契約管財局と契約請求局の協議により決定する。

2 前項の事情聴取は、次の各号に掲げる内容に該当する 7 者以上に対して実施するものとし、対象者が 7 者に満たない場合は、該当する事業者全者とする。

- （1）当該案件の入札参加者（途中で辞退したものも含む）を含め、本市発注の同様の案件の参加可能業者
- （2）前号に規定する事業者がない場合は、他の公共団体等の同様の案件の参加可能業者

（調査後の取扱い等）

第 4 条 契約請求局は実施した調査結果を事情聴取一覧表（別紙）により作成し、入札結果の要因分析及び今後の対策に関する見解を添えて契約管財局に報告すること。なお、契約管財局で行った調査結果は、契約請求局に対して事情聴取一覧表に記載して報告する。

2 調査にあたって、公正な入札を阻害する疑いが見られた場合は、大阪市談合情報等対応マニュアルの取扱いに準じること。

3 契約管財局長が必要と判断した場合は、調査結果等について大阪市入札等監視委員会に報告すること。

別 表

- 1 契約請求局において、同種内容を発注する案件で、同一年度内に入札状況調査を実施済みまたは予定しているもの
- 2 過去に入札状況調査を行った案件と、同様の発注内容及び入札参加資格であり、かつ社会情勢に変更がないこと

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

事 情 聴 取 一 覧 表

案 件 名 称							
区 分 (入札参加者・参加可能業者)							
業者名及び事情聴取を受けた者							
事情聴取を行った者(市側)							
日 時							
場 所							
事情聴取(例)	<p>①本件に参加した(しなかった)理由は何か。</p> <p>②本件について参加者が1者(少ないこと)の理由として考えられることは何か。</p> <p>③ 落札率が高いことについて理由として考えられることは何か。</p> <p>④ その他(状況に応じて聴取)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札参加資格(種目、実績要件等)は適当であるか。 ・ 入札の時期・設定の工期又は履行期間は適当であるか。 <p>(適当と考える入札時期はいつか。工期又は履行期間はどのくらいか)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計書又は仕様書で積算しにくい事項はあるか。(ある場合、より詳細な記載を求めたい事項はどの部分か。) ・ 予定価格は適正な金額であるか。(未公表の場合は除く) 						